

1号認定利用者負担額(案)

東久留米市
子ども・子育て会議
平成26年12月16日

- (注1) 1号認定の利用者負担額(案)は国基準どおりの5階層とする。
 (注2) 1号認定で、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、
 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントする。
 (注3) 第2子の利用者負担額(案)は国基準額を基に算出。第2子は第1子の半額。
 (※但し、第3子の利用者負担額は0円のため、省略。)
 (注4) なお、(参考)の保護者補助(B)は平成26年度と同等の補助を仮定している。

(第1子)

階層区分		A 利用者負担額(案) (月額)	B (参考) 保護者補助 (月額)	C (参考) 補助後の保護者実質負担額 (月額)
①	生活保護世帯	0	9,500	0
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100	9,500	0
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100	7,800	8,300
④	市民税所得割額211,200円以下世帯	20,500	6,800	13,700
⑤	市民税所得割額211,201円以上世帯	25,700	5,700 (※市民税所得割額211,201円 以上市民税所得割額256,300円 以下世帯)	20,000
			1,700 (市民税所得割額256,301円以上 世帯)	24,000

(第2子)

階層区分		A 利用者負担額(案) (月額)	B (参考) 保護者補助 (月額)	C (参考) 補助後の保護者実質負担額 (月額)
①	生活保護世帯	0	9,500	0
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	4,550	9,500	0
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	8,050	9,500	0
④	市民税所得割額211,200円以下世帯	10,250	8,900	1,350
⑤	市民税所得割額211,201円以上世帯	12,850	8,300 (※市民税所得割額211,201円 以上市民税所得割額256,300円 以下世帯)	4,550
			0 (市民税所得割額256,301円以上 世帯)	12,850